平素は、本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

国からの緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、本市小中学校の臨時休業措置を延長するとともに、下記の対応を実施します。

①　休校期間を、令和2年5月11日(月)〜5月31日(日)まで延長します。

②　国の基本的対処方針（5/4）及び大阪府からの要請(5/5)に基づき、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境を作っていきます。登校日を実施し、休校期間中の児童生徒の心のケアや学習支援を行います。（清溪小学校では、毎週火曜日を設定日とします。）

5月12日(火)、全校児童のみなさんは、午前8時30分に各教室へ来てください。

登校は、通常どおりの時間帯でお願いします。下校は10時30分予定です。

検温・健康観察をして、体調が悪い場合は、登校を控えてください。

登校する際には、マスクの着用をお願いいたします。

持ち物：筆記用具、ランリュック、連絡袋、上靴、渡されている課題

③　5月18日(月)正午より、全児童生徒対象の茨木っ子オンライン授業を実施し、休校期間中の学びを保障します。

④　小中学校とも規模を縮小した形の見守り登校を継続します。利用される場合は、「見守り登校利用申請書」の提出が必要になります。

⑤　休校期間における小中学校の授業時数を確保するという観点と、自粛することを強いられている子どもたちに自由な時間を保障するという観点から、今年度の夏休みと冬休みを下記のとおりとします。（すべて土日休日を含む日数）

　夏休み　　8月1日～8月16日（16日間）　※19日間短縮

　冬休み　12月26日～1月4日(10日間)　　※4日間短縮

以上については、現時点での決定になりますので、状況が変われば変更になることもあります。

清溪小学校

校長　松井　徹